

三保半島地区で「広告景観整備地区」を指定しました

1 名称

■三保半島広告景観整備地区

2 経緯

■平成25年6月に『富士山』が世界文化遺産に登録され、構成資産の一つに『三保松原』が位置づけられたことを契機に、平成26年度に地元の皆さんと一緒に三保半島のまち並みづくりの配慮事項をまとめた景観形成ガイドラインを作成しました。

※このガイドラインに基づいてルールの義務化を行いました。



静岡市屋外広告物条例第7条第1項に基づく『**広告景観整備地区**』の指定を行いました。

3 指定日(施行日)

■平成31年4月1日(静岡市内初)

4 指定区域

■国内外の来訪者が三保松原へアクセスすることとなる主要3路線を指定します。(右図をご確認下さい)

※県道三保駒越線(三保街道)は道路の中心線より幅30m以内を対象とします。

市道塚間羽衣線、羽衣海岸線は道路端部より幅20m以内(両側)を対象とします。



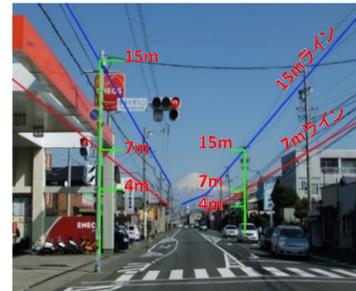
5 目標及び基本方針

I. 県道三保駒越線

目標:世界文化遺産「富士山」への魅力ある眺望軸を形成す景観づくり

基本方針

富士山が眺めることのできる、7mラインを広告物の上限とし、景観形成を目指す。



※15mは、現状設置可能な最高高さです。

■すでに建物や看板が立ち並んでいる状況です。

■高さを抑えることで富士山眺望を守ることができ、派手な色彩を抑えることで、富士山との調和がとれたまち並みが形成されます。



何もしない将来像 😞



目指す将来像 😊



派手な建物や看板等が乱立し富士山眺望が阻害された状態

建物や看板等が整備され富士山眺望が確保できた状態

II. 市道塚間羽衣線

目標:名勝三保松原と調和した住商一体の魅力ある景観づくり

基本方針

15mの上限高さから5mを屋上広告物の上限とし、野立広告については、3mを上限とし、理想形の景観形成を目指す。



※15mは、現状設置可能な最高高さです。

■現在、新道として整備中(一部供用中)であり、看板はない状況です。

■現状の三保松原の景観を維持していくために、高さ・色彩を抑えます。



派手な建物や看板等が乱立し三保松原との調和が阻害された状態



建物や看板等が整備され三保松原との調和が確保できた状態

III. 市道羽衣海岸線

目標:名勝三保松原や駿河湾への眺望と一体となった連続性のある景観づくり

基本方針

三保松原と駿河湾眺望が眺める東側は広告物の設置を禁止とし、西側は、5mを屋上広告物の上限とし、野立広告については、3mを上限とし理想の形の景観形成を目指す。



※15mは、現状設置可能な最高高さです。

■現在、新道として整備中であり看板はない状況です。

■現状の三保松原や駿河湾の景観を維持していくために、高さ・色彩を抑えます。



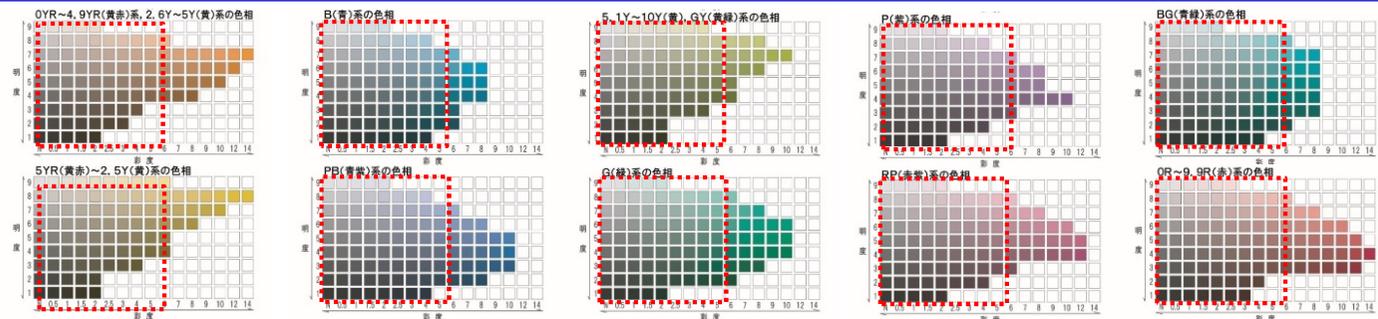
看板等が乱立し三保松原や駿河湾への眺望が阻害された状態



看板等が整備され三保松原や駿河湾への眺望が確保できた状態

① 共通基準

- 道路その他公共の土地に突き出ないものとする。
- 色色は、彩度5以下にする。
- ⇒自己所有の土地内で完結する広告
- 電飾設備は、ネオン管、発光ダイオード(LED)等の光源が直接見える構造のもの(広告物を直接照らすものは除く。)、動光、点滅照明、回転するものその他これらに類するものを使用しない。



県道三保駒越線の整備基準

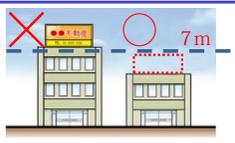
① 野立てのもの

- 広告塔の高さは地上7m以下
- 広告板の高さは地上5m以下
- 高さが4mを超えるものの個数は、1敷地につき1個
- 表示面積は1面10㎡以内とし、合計は20㎡以内



② 建築物の屋上に設置するもの

- 設置高さは上端が7mを超えないもの
- 広告物の高さは設置個所までの高さの2/3以下



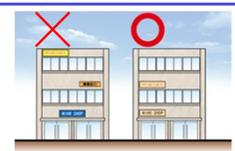
③ 建築物の壁面から突き出すもの

- 建築物の片側に集約、複数掲出する場合は同一規格にすること。
- 外壁からの出幅は1m以下
- 表示面積の合計は10㎡以内



④ 建築物の壁面及びび塀を利用するもの

- 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内
- 1つ当たりの広告物の表示面積は10㎡以内
- 複数設置する場合は、大きさや配置を揃えたもの(同一規格)



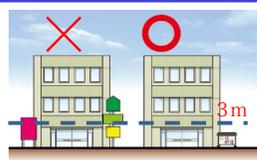
⑤ その他

- 工作物等を利用するもの **突き出すものは設置不可**
- その他の広告物等 **アドバルーン・道路を横断するものは、設置不可**

市道塚間羽衣線・市道羽衣海岸線の整備基準

① 野立てのもの

- 高さは3m以下、1敷地につき1個
- 表示面積は1面3㎡以内とし、合計は6㎡以内
- 道路境界から1m以上後退



② 建築物の屋上に設置するもの

- 設置高さは上端が5mを超えないもの
- 広告物の高さが設置個所までの高さの2/3以下



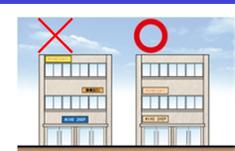
③ 建築物の壁面から突き出すもの

- 設置不可



④ 建築物の壁面及びび塀を利用するもの

- 表示面積は、その壁面面積の5分の1以内
- 1つ当たりの広告物の表示面積は6㎡以内
- 複数設置する場合は、大きさや配置を揃えたもの(同一規格)

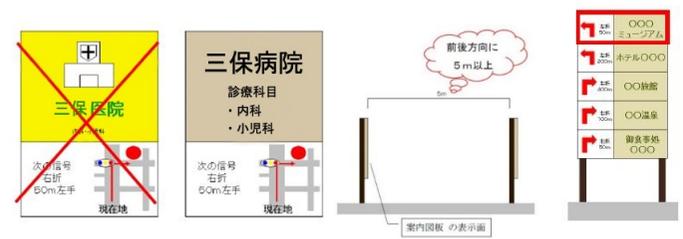


⑤ その他

- 工作物等を利用するもの **突き出すものは設置不可**
- その他の広告物等 **アドバルーン・道路を横断するものは、設置不可**
- のぼり **設置不可**

⑥ 案内広告物

- ①案内板等の設置場所から案内対象までの距離が10km以内
- ②高さは、地上3m以下、道路区域から1m以内に設置不可
- ③案内板の表示面積は1㎡以内とし、サービス内容・商品名・写真・絵等の表示がないもの。ただし、病院又は診療所については、診療科目を表示できるものとする。
- ④案内板を設置する相互間隔は5m以上、個数は一敷地に1個
- ⑤色色は、彩度5以下
- ⑥4者以上の者が協同で表示する場合には、案内広告の表示面積が5㎡以内、1者当たりの表示部分の面積が1㎡以内の同一規格であり、かつ、片面のみの表示であるものであること



7 経過措置等

■旧基準に適合していた看板及び許可を受けていた看板については、令和4年3月31日までの**3年間**の経過措置があり、経過措置期間内に整備基準に適合する必要があります。今後の改修時期や改修方法など**事前にご相談**ください。